

「日本体育協会公認スポーツ指導者活用事業」実施要項

1 趣旨

スポーツを人々にとって身近なものとして普及・定着させるためには、優れた人材が安心して活動できる環境を整える必要がある。そのため本事業においては、県内における日本体育協会公認スポーツ指導者の活動を援助することを目的とする。

2 補助対象事業

- ・日本体育協会公認スポーツ指導者によるスポーツに関する活動

3 補助の内容

- (1) 上記 2 の事業であること。
- (2) 事業の企画立案者が群馬県スポーツ指導者協議会(以下指導協という)の会員であること。
- (3) 申請者が指導協理事であること。
- (4) 原則として、指導協の予算の範囲内で行う。
(当面の間、年間10事業程度、1事業について10,000円程度を補助するものとする。)
- (5) 補助金の使途は、以下の通りとする。
 - ・謝金(一人あたり1回の目安) 10,000円以内とする。

4 事業の実施期間同年度の5月から2月の間とする。

5 申請

- (1) 申請する団体、個人は、各様式により指導協理事あて指定期日までに申請すること。
- (2) 指導協理事は、申請を取りまとめ、毎年度の5月1日から8月31日までの間にメールにて申請すること。
- (3) 提出書類：交付申請書(第1号様式)、概算払い請求書(第2号様式)

6 報告

- (1) 事業が終了した団体、個人は、第3号様式により指定期日までにメールにて報告すること。
- (2) 提出期限：事業終了後1ヶ月以内または、毎年度の3月10日のどちらか早い期日とする
- (3) 提出書類：事業報告書(第3号様式)

7 提出先・問合せ先

〒370-0871 高崎市上豊岡町 145-5 今井酒店 気付 群馬陸上競技協会事務局内
群馬県スポーツ指導者協議会 広報委員長 中村寧孝 あて

TEL:090-2243-1353 FAX:027-345-7791 e-mail:shikishimaclub@hotmail.co.jp

8 申請の流れ

群馬県スポーツ指導者協議会

↓ (メール)

群馬県スポーツ指導者協議会理事

↓

群馬県スポーツ指導者協議会会員 (日本体育協会公認スポーツ指導者)

↓

群馬県スポーツ指導者協議会理事

↓ (メール: 5月1日～8月31日)

群馬県スポーツ指導者協議会

9 その他

- ・選考の基準は概ね次のことを勘案する (順不同)。
 - * スポーツの普及に貢献している事業であること。
 - * 社会に貢献する事業であること。
 - * 県スポーツ協会が提唱する、一貫指導の趣旨に沿う事業であること。 他
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ・提出書類は返却しないものとする。
- ・補助活動の選定は、群馬県スポーツ指導者協議会総務部会で行う。
- ・補助対象者が特定の地域及び団体、個人に偏らないよう選定する。
- ・必要に応じ、群馬県スポーツ指導者協議会から申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。
- ・選定結果は、申請者に知らせるとともに、会報に掲載する。
- ・その他必要なことは、群馬県スポーツ協会と群馬県スポーツ指導者協議会総務部会で検討し、群馬県スポーツ指導者協議会理事会において決定する。